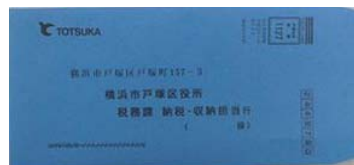


印刷物広告媒体資料 (広告掲載仕様書)

印刷物に広告を掲載する事業者等を次のとおり募集します

■印刷物について

名称	戸塚区税務課 封筒及び口座振替申込書 寄付募集	
規格	判型	別紙参照
	ページ	
発行部数	別紙参照	
発行頻度	今回限り	
発行日	納入後即使用させていただきます。	
配布期間	納入後即使用させていただきます。	
内容	別紙参照	
配布エリア	戸塚区	
配布方法		
	その他 (郵送)	
発行元	戸塚区 総務部 税務課	
備考	広告欄下に「行政運営調整局主税部における広告事業実施要領」2 (3) に規定する文章が入ります。	



■掲載可能な広告について

掲載面・位置	スペース (縦×横)	枠数	色数
返信用封筒裏面	任意	1 枠	1 色
口座振替申込書裏面	任意	1 枠	1 色

広告掲載が望ましくない業種・内容	・証券・商品先物取引業 ・市税滞納のある業者 (別紙 (平成17年10月5日財税制第10062号「行政運営調整局主税部における広告事業実施要領」) のとおり)
入稿締切	特になし

※横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準を遵守してください。

※原稿内に、広告である旨を明記してください。

※広告欄下に次の文章が入りますのでご了承ください。

「広告内容に関する質問などにつきましては、各広告スポンサーに直接お問い合わせください。(各広告スポンサーと横浜市税務業務とは直接関係ありません。)」

※入稿前に原稿内容の審査を受けてください。

▼▼▼ (以下、広告担当記入欄) ▼▼▼

■申込みについて

申込み方法	申込書 (別紙) をEメール又はFAXで下記へ送付してください。
決定方法	先着順
申込み締切	特になし (随時受付しております)

■申込み・問い合わせ先

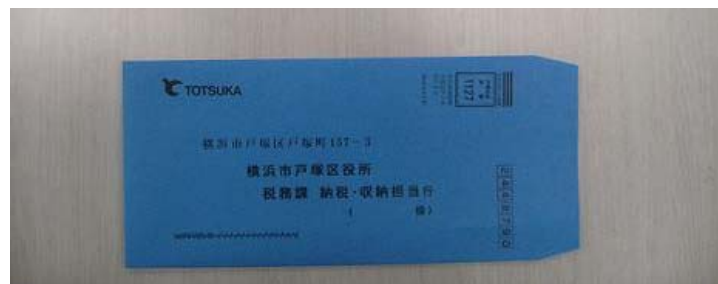
横浜市 共創推進事業本部 共創推進課 広告担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3959 / FAX 045-664-3501 / Eメール ts-koukoku@city.yokohama.jp

広告付封筒および口座振替申込書募集 詳細

	種類	版型	希望枚数	今年度実績(見込み)	用途	仕様
1	口座振替申込書用 返信用封筒(長3)	長3	30000枚 ※10,000枚単位か らお申込みいた だけます。	30000枚	区民の方が記入された口 座振替申込書を区役所に 返信するための封筒で す。	○下記見本のとおり ○色・素材:個人情報記載 されている分書を送付 するので中が透けないも のを希望します。
2	市税口座振替申込書	A4 (A3の 2つ折 り)	30000枚 ※10,000枚単位か らお申込みいた だけます。	30000枚	市税口座振替の郵送専用 申込書です。	○次ページ参照



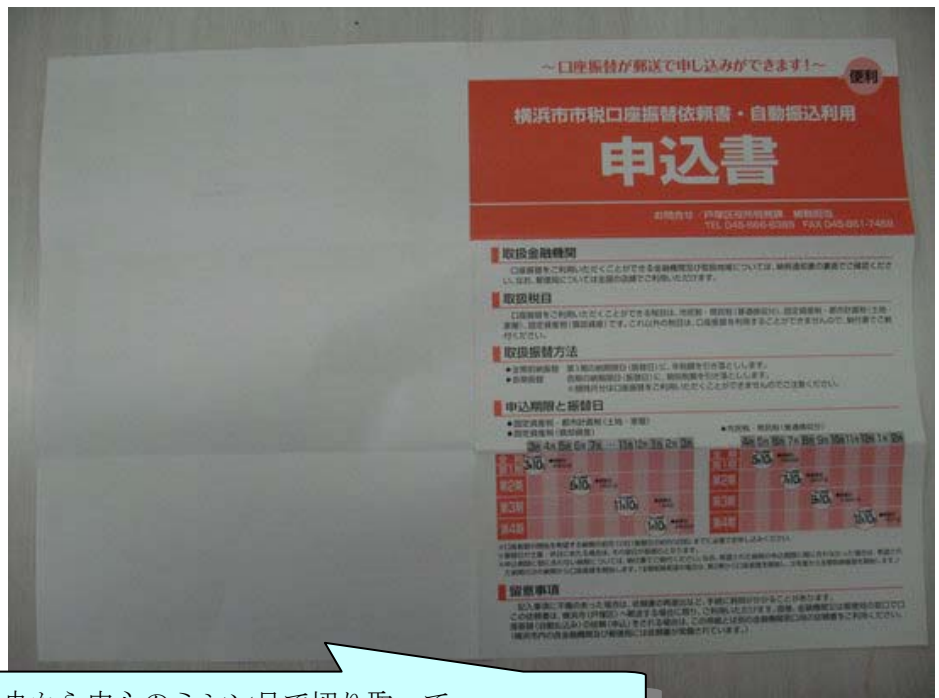
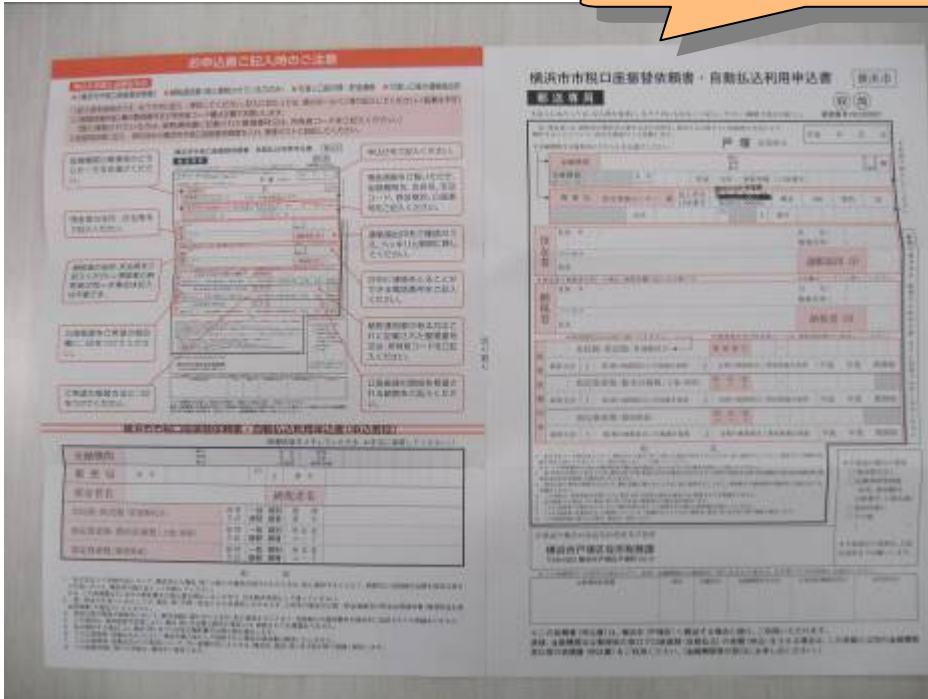
口座振替申込書用
返信用封筒



市税口座振替申込書

市税口座振替申込書 仕様

【内側】右側が申込書として区役所に返送されます。
現在の仕様では右側の裏が白紙となっています。



【外側】A3・2つ折で中央から中心のミシン目で切り取って、
左半分（上の写真の申込書部分）を返送してもらうようになっています。

広告の掲載位置や大きさなど、レイアウトの変更も可能です。
（例：内側の説明書きと申込書欄の位置を入れ替える、など）
詳しくはお問合せください。

行政運営調整局主税部における広告事業実施要領

平成16年11月15日財税制第65号（主税部長決裁）制定

平成17年10月5日財税制第10062号（主税部長決裁）改定

新たな財源を確保する取組のひとつとして、行政運営調整局主税部において作成・管理する市税賦課徴収関係印刷物及びホームページの活用による広告事業を実施することとし、その取扱いについて、次のとおり定める。

（中略）

2 広告掲載基準

市税賦課徴収印刷物及び「税の知識」トップページへ掲載する広告については、次の広告範囲及び業種又は業者のものは対象外とする。

（1）広告範囲

横浜市広報印刷物広告掲載要綱（平成15年2月20日市広報第117号）に基づく、次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

ア 公序良俗に反するおそれのあるもの

イ 政治性のあるもの

ウ 宗教性のあるもの

エ 社会問題についての主義主張

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業広告

カ 個人又は法人の名刺広告

キ その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

（2）全市統一基準に基づく規制業種又は業者

横浜市広報印刷物広告掲載基準（平成15年2月20日市広報第117号）に基づく、次のいずれかに該当する業種又は業者に関する掲載は行わない。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」（※）と規定される業種

（※）キャバレー、料理店、カフェー、ナイトクラブ、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、ゲーム店等

イ 風俗営業類似の業種

ウ 消費者金融

エ たばこ

オ ギャンブルにかかるもの

カ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者

キ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

ク 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の業者

（3）広告掲載等にあたっての納税者等への周知事項

市税賦課徴収関係印刷物への広告掲載及び「税の知識」トップページへのバナー広告掲載にあたっては、納税者等への案内として、次の文章を印刷又は表示する。

「* 広告内容に関する質問などにつきましては、各広告スポンサーに直接お問い合わせください。（各広告スポンサーと横浜市税務業務とは直接関係ありません。）」

（4）市税賦課徴収関係印刷物広告掲載における特記事項

市税賦課徴収関係印刷物への広告掲載にあたっては、前各号に定めるもののほか、次の業種又は業者の広告は掲載しない。

ア 証券・商品先物取引業

イ 固定資産税・都市計画税の納税通知書については、土地・家屋等不動産にかかわる収益事業を営む業種又は業者

ウ 軽自動車税の納税通知書については、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型

自動車にかかわる収益事業を営む業種又は業者

工 市税滞納のある業者

(後略)

広告掲載申込書

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	ふりがな 代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業種				
ホームページ URL				
利用媒体名				
掲載内容	広告主			
	業種・事業内容			
	ホームページ	有・無 (http://)		
	広告内容			
その他	・ 横浜市の広告関連規定を遵守します。 ・ 横浜市税の滞納はありません。 ・ 横浜市が市税納付状況調査を行うことに同意します。			
備考				

※こちらもご記入ください

ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない）